

Ⅲ 章 - 明石市との連携 保険

明石市では、市民が安心してコミュニティ活動に取り組める環境づくりや市民との協働のまちづくりを目的に、コミュニティ活動や市民活動などの公益活動中に起きた事故に対してその救済を図るため、コミュニティ活動災害補償保険制度を設けています。

この制度は、自治会・町内会等の役員や会員の活動中の偶発的な事故によるケガなどに対する「傷害保険」と、自治会・町内会等またはその会員が、活動の参加者等に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する「賠償責任保険」の2種類で構成されています。

手続きについて

保険料は全額市が負担し、加入手続きは不要です。

事故が起きたときは、まずコミュニティ・生涯学習課（078-918-5004）へご連絡ください。

保険の対象となる団体・活動

保険の対象は、（1）に該当する団体及びその団体の構成員、及び（2）の参加者

（1）コミュニティ活動団体によるコミュニティ活動中に発生したものであること

①コミュニティ活動団体について

主たる活動拠点を市内に置く3名以上の市民（＊）により構成された自治会・町内会、高年クラブ、コミュニティ推進団体その他これらに準ずる団体（市民活動団体、スクールガード、ボランティアグループなど）で、公益性のある活動目的をもった団体をいいます。

*未就学児や児童は団体要件の3名には含みません。

②コミュニティ活動について

継続的、計画的又は臨時の公益性のある直接的な活動をいいます。次ページの「保険対象となる公益性のある直接的な活動」を参照。

（2）市（市が出資した法人、またはこれに準ずる団体を含む。）が主催する公益性のある行事に、コミュニティ活動団体、市民または市外居住者が無報酬（旅費など参加に要する費用の実費を弁償される場合を含む）で参加する活動

（例）市民参加のワークショップ、市民夏まつり後の一斉清掃 など

- ※ 事故報告には構成員名簿及び活動の開催内容（日時・場所等）が分かる資料が必要です。
- ※ スポーツやレクリエーションなどの行事参加者・観覧者は対象となりません。（神輿を取り扱う大規模なまつりなど危険性が伴う行事については、構成員も対象とならないことがあります。）
- ※ 宗教、政治および営利を目的とした活動、又は、園児、児童、生徒を対象とした学校管理下における行事は対象なりません。

保険対象となる公益性のある直接的な活動

公益性のある活動	直接的な活動の内容	直接的な活動の例
まちづくり活動	①地域住民組織の運営 ②地域施設の運営 ③地域会議等の運営 ④地域住民交流事業の企画運営★	自治会・町内会等の運営 自治会館・町内会館の運営 地域課題検討会等の企画運営 盆踊り、校区運動会の企画・運営・審判
社会教育活動 ※団体の構成員や 講演会等の参加 者は対象外。	①学習の指導、運営 ★ ②スポーツ活動の指導、運営 ★ ③文化活動の指導、運営 ★	教養・技術・趣味等の指導、学習会の 企画・運営 サッカー・野球等の指導、競技会の企 画・運営・審判 講演会、コンサート、ダンスなどの企 画・運営
社会福祉活動・社 会奉仕活動	①社会福祉施設への支援活動 ②高齢者・障害者への援護活動 ③公共的団体が行う募金活動	福祉施設への慰問、身体障害者などへ の協力援助、送迎の介助 生活介助、手話通訳 共同募金
保健衛生活動	①保健・衛生活動 ②清掃・リサイクル活動	害虫の駆除 町内一斉清掃、資源回収
環境保全活動	①環境保全活動	自然保護活動、環境調査
青少年及び幼児の 健全育成活動	①非行防止活動 ②子育て支援活動	非行防止パトロール 健全育成への協力援助や指導
地域安全活動	①防犯活動 ②交通安全活動	防犯活動を主目的とした地域パトロ ール 交通安全キャンペーン、道路バリアフ リー調査活動
防災活動	①防災活動 ②災害救援活動	防災訓練 災害復旧、被災者支援活動

★の活動については、計画立案及び運営の指導者の地位にある人が保険対象

保険の種類・補償の内容

傷害保険

自治会・町内会等の会員が、その活動中に偶発的な外来事故によって負傷などとした場合に補償する保険です。

	補償保険金額	補償保険内容
死亡	500万円	事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害	程度により500万円を限度	事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合
入院	1日につき3,000円	通院補償と通算して、180日が限度
通院	1日につき2,000円	事故の日から180日以内かつ90日間が限度
手術	3万円～12万円	入院し手術を受けた場合

○補償対象（例）-----

- ① 町内一斉清掃活動中に会員が転倒して捻挫し通院した。
- ② 自治会からの要請で防災訓練に参加したところ、防災資機材搬送中に転倒し骨折した。
- ③ 町内防犯グループが、計画的に実施している地域安全パトロール中に不審者に襲われ負傷した。
- ④ 台風のなか、市から避難勧告発令情報を流すよう依頼を受けた自治会員が、単身世帯の高齢者に知らせるため活動中に、落下した看板に当たって負傷した。
- ⑤ スクールガード活動中の熱中症により入院した。



×補償対象外（例）-----

- ① むちうち症や腰痛など、他人が症状を判断できないもの。
- ② 脳梗塞や心筋梗塞など、活動との因果関係が不明なもの。

賠償責任保険

自治会・町内会等の団体またはその会員が、団体行事の参加者やその他第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する保険です。

	支払い限度額
身体賠償	1名につき3,000万円　1事故につき1億円
財物賠償	1事故につき500万円
受託物賠償	1事故につき100万円

※1事故につき、賠償額が1万円を超える部分が補償対象となります。1万円以下の部分については、自己負担となります。

○補償対象（例）-----

- ① 盆踊りでやぐらが倒れ、参加者がケガをした
- ② 町内一斉清掃中、伐採した木の枝が停車中の車に当たり傷をつけた
- ③ 敬老会のために借り受けたテントを、誤って破損または紛失した



×補償対象外（例）-----

- ① 参加者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
- ② 施設の改築や修理などの工事が原因で負担する賠償責任

傷害保険、賠償責任保険共通の補償対象外（例）

- ・暴動等による事故
- ・地震、洪水、津波等による事故
- ・参加者等の故意による事故
- ・危険度の高い活動による事故

事故後の流れ

まず、電話でコミュニティ・生涯学習課（078-918-5004）もしくは各担当課へ連絡してください。その後事故報告書の様式を提供しますので、すみやかに提出をお願いします。市から保険会社へ事故報告書等を提出後、保険会社から対象者へ連絡がありますので、認定となった場合は指示に従って保険金請求の手続きを行ってください。

◆事故連絡後の提出書類

- ・事故報告書
(様式はコミュニティ・生涯学習課より提供)
- ・活動の開催内容（日時・場所等）が分かる資料
(総会資料、回覧文書、チラシ等、開催内容が記載されているもの)
- ・対象者が団体の構成員であることが分かる名簿
- ・事故発生場所が分かる地図



※第一報が事故等の発生から30日以上経過すると、補償を受けられない場合があります。

※保険会社による審査の結果、不認定となる場合があります。

